

第6章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層建築物の増加、トンネル、橋梁など道路施設の整備等が進展している。

このような社会構造の変化により、危険物等災害、鉄道災害、道路災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るための計画は、本計画に定めるところによる。

第1節 鉄道災害対策計画

1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画に定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施要項

ア 北海道運輸局

- (ア) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (イ) 関係機関と相互連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (ウ) 踏切事故を防止するため、鉄道業者とともに広報活動に努めるものとする。

イ 鉄軌道事業者（北海道旅客鉄道株式会社）

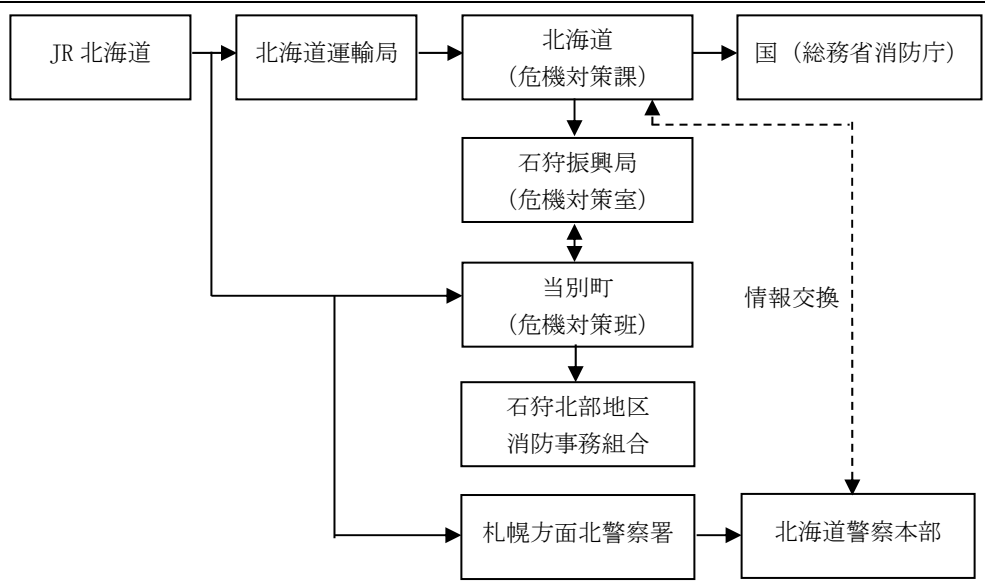
- (ア) 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。
- (イ) 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努めるものとする。
- (ウ) 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図るものとする。
- (エ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (オ) 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。
- (カ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (キ) 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努めるものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統



イ 実施事項

- (7) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のため通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客及び町民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

北海道旅客鉄道株式会社、当別町、石狩北部地区消防事務組合当別消防署、北海道、北海道警察

イ 実施事項

- (7) 被災者の家族への広報
 - 関係機関は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。
 - a 鉄道災害の状況
 - b 家族等の安否情報
 - c 医療機関等の情報
 - d 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - e その他必要な事項
- (イ) 旅客及び町民等への広報
 - 関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。
 - a 鉄道災害の状況
 - b 旅客及び乗務員等の安否情報
 - c 医療機関等の情報
 - d 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - e 施設等の復旧状況
 - f 避難の必要性等地域に与える影響
 - g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町の災害対策組織

町は、鉄道災害時、災害応急対策を実施するため、必要に応じ第3章第3節「当別町災害対策本部」により応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

防災関係機関の長は、鉄道災害時、その状況に応じて、応急活動体制を整え、他の関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、北海道旅客鉄道株式会社が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第7節「救助救出計画」により実施する。

(5) 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第5章第17節「医療救護計画」の定めによるもののほか、北海道旅客鉄道株式会社も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

(6) 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 北海道旅客鉄道株式会社

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

イ 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

(ア) 石狩北部地区消防事務組合当別消防署は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速な消防活動を実施するものとする。

(イ) 石狩北部地区消防事務組合当別消防署の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容

町及び関係機関は、第5章第24節「行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画」により行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第9節「交通応急対策計画」より必要な交通規制を行うものとする。

(9) 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(10) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第30節「自衛隊派遣要請計画」により実施する。

(11) 広域応援

町及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第31節「広域応援・受援計画」により、他の市町村、他の消防機関、他都府県及び国への応援を要請する。

(12) 災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努めるものとする。

第2節 道路災害対策計画

1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

町は、関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 道路管理者

- (ア) トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- (イ) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。
- (ロ) 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- (ハ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (ニ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。
- (ホ) 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備するものとする。
- (ヘ) 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- (ヘ) 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

イ 北海道警察

道路の交通安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合は、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

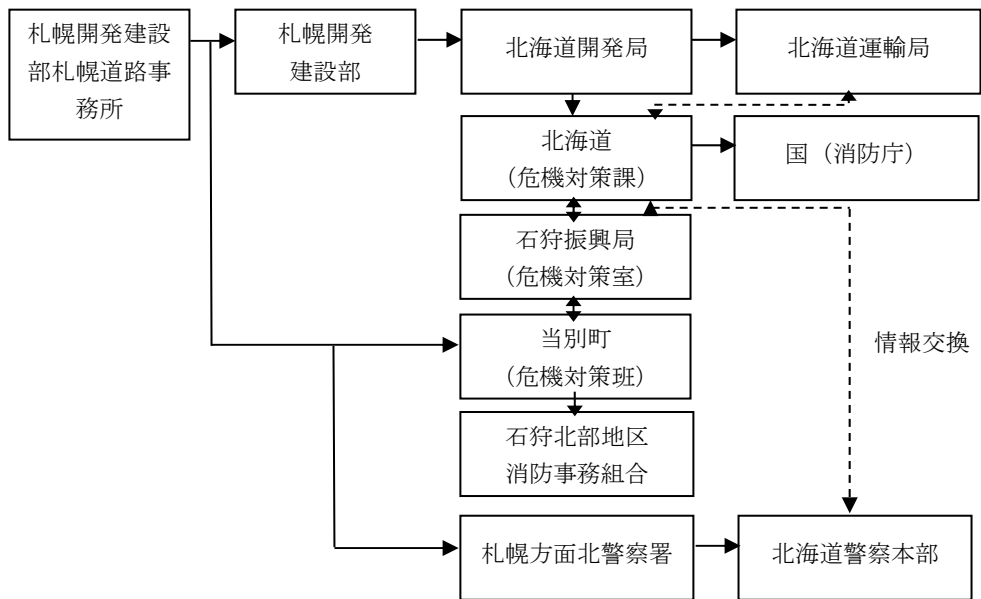
3 災害応急対策

(1) 情報通信

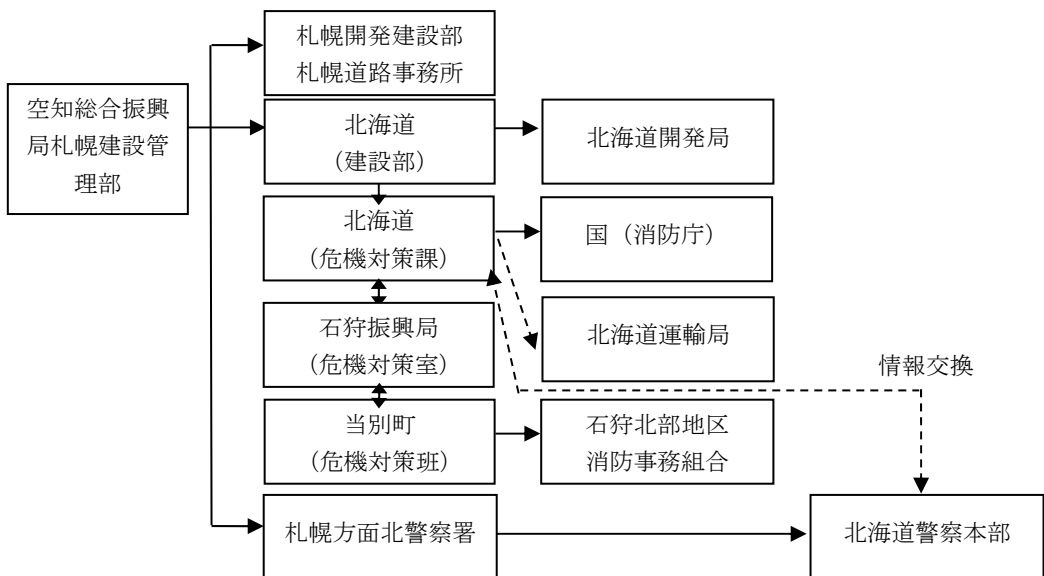
道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報収集及びその通信等は次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

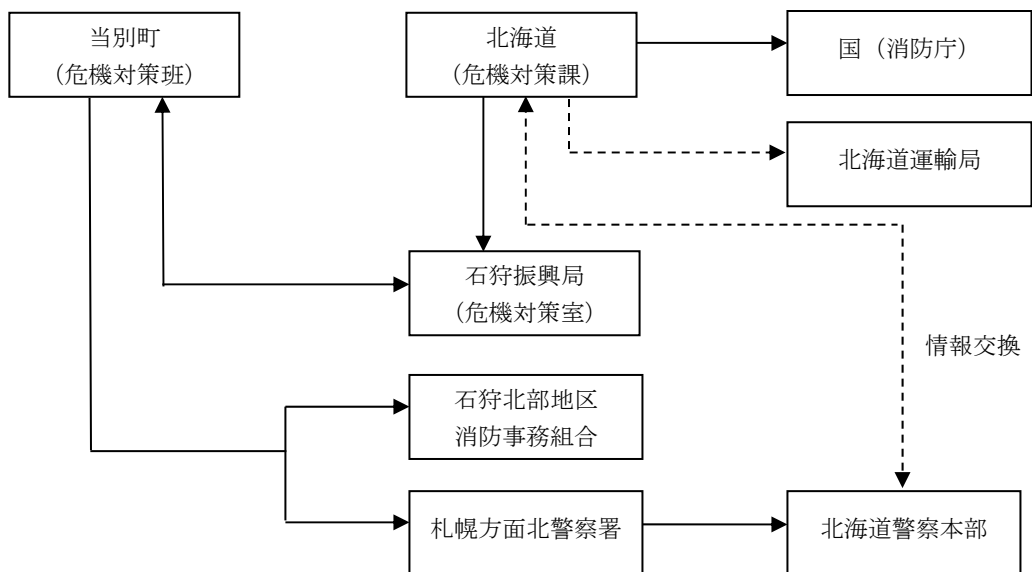
(ア) 国の管理する道路の場合



(イ) 道の管理する道路の場合



(ウ) 当別町の管理する道路の場合



イ 実施事項

- (7) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (4) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (7) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び町民に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報計画」によるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

道路管理者、町、北海道、札幌方面北警察署

イ 実施事項

(7) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ① 道路災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

(4) 道路利用者及び町民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 道路災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ 施設の復旧状況
- ⑥ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町の災害対策組織

町は、道路災害時、その状況に応じて第3章第3節「当別町災害対策本部」により応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

防災関係機関の長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、他の関係機関との連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 救助救出

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第7節「救助救出計画」により実施する。

(5) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第17節「医療救護計画」により実施するほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

(6) 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

ア 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、石狩北部地区消防事務組合当別消防署による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

イ 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

- (7) 石狩北部地区消防事務組合当別消防署は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

- (4) 石狩北部地区消防事務組合当別消防署は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。
- (7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等
町及び関係機関は、第5章第24節「行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画」により、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。
- (8) 交通規制
道路災害時における交通規制については、第5章第9節「交通応急対策計画」により実施する。
 - ア 札幌方面北警察署
道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。
 - イ 道路管理者
自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。
- (9) 危険物流出対策
町及び関係機関は、道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章次節「危険物等災害対策計画」により速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。
- (10) 自衛隊派遣要請
町は、道路災害発生時に災害の規模や収集した被害情報から判断し、自衛隊の派遣が必要な場合は、第5章第30節「自衛隊派遣要請計画」により実施する。
- (11) 広域応援
町は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第31節「広域応援・受援計画」により、他の市町村、他の消防機関、他都府県及び国へ応援を要請する。
- (12) 災害復旧
道路管理者は、その公共性に鑑み、次の事項に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。
 - ア 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
 - イ 関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
 - ウ 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
 - エ 災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第3節 危険物等災害対策計画

1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び事業者並びに防災関係機関が実施する予防・応急対策は、この計画に定めるところによる。

なお、電気事業者が設置する原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害の防災対策については、北海道地域防災計画「原子力防災計画編」に定めるところによる。

2 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの

《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気電管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの

《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの

《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

3 災害予防

町、石狩北部地区消防事務組合当別消防署及び道は、災害予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

また、危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、次のとおり必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 危険物等災害予防

ア 事業者

(ア) 消防法に定める設備基準・保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

(ウ) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

イ 石狩北部地区消防事務組合当別消防署、北海道

(ア) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

ウ 札幌方面北警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、

災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

(2) 火薬類災害予防

ア 事業者

(ア) 火薬類取締法の定める設置基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに道に報告するものとする。

イ 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ 北海道産業保安監督部

(ア) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(イ) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

(ウ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

(エ) 事業者の予防対策について監督、指導する。

エ 北海道

(ア) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発することができる。

(イ) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

オ 札幌方面北警察署

(ア) 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

(イ) 火薬類運搬の届出

火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

(ウ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき及び災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(3) 高圧ガス災害予防

ア 事業者

(ア) 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察等に届け出るものとする。

イ 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ 北海道産業保安監督部

(ア) 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(イ) 事業者の予防対策について監督、指導するものとする。

エ 北海道

(ア) 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス

製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

- (7) 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

オ 札幌方面北警察署

- (7) 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その他実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

- (4) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(4) 毒物・劇物災害予防

ア 事業者

- (7) 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

- (4) 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を石狩振興局保健環境部保健行政室（江別保健所）、札幌方面北警察署又は石狩北部地区消防事務組合当別消防署に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずるものとする。

イ 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ 北海道

- (7) 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。

- (4) 事業者の自主保安体制の確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

エ 札幌方面北警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(5) 放射性物質災害予防

ア 事業者

- (7) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設置基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

- (4) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

イ 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ 札幌方面北警察署

- (7) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その他実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

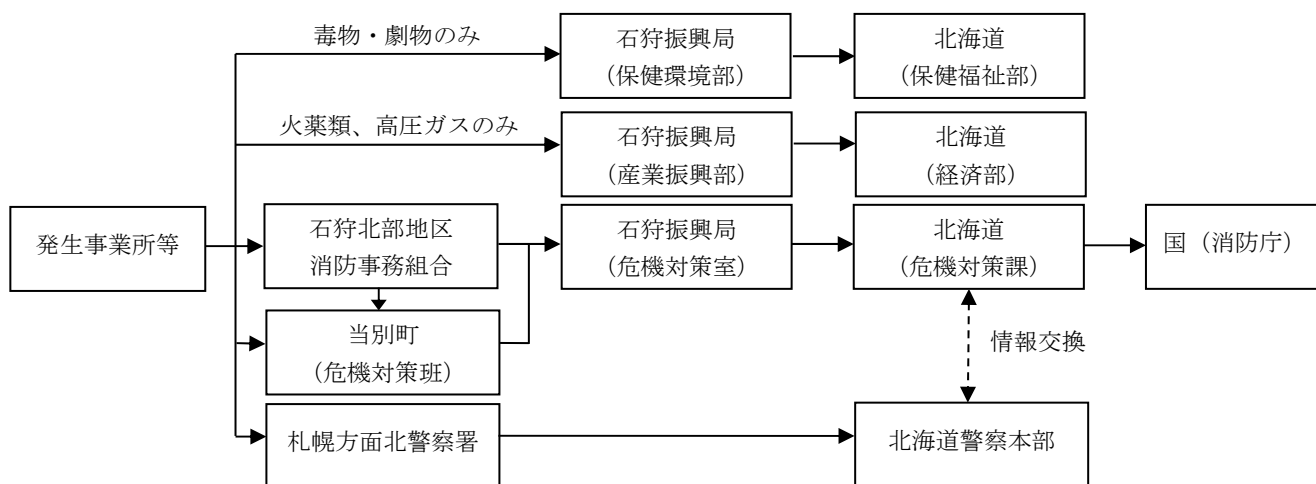
- (4) 放射線同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

4 災害応急対策

危険物災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信は、次により実施する。

(1) 情報通信

ア 情報通信連絡系統



イ 実施事項

- (ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、町民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報計画」によるほか、次により実施する。

ア 実施機関

事業者並びに消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

イ 実施事項

- (ア) 被災者の家族等への広報
 - 関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。
 - a 災害の状況
 - b 被災者の安否情報
 - c 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
 - d 医療機関等の情報
 - e 関係機関等の実施する応急対策の概要
 - f その他必要な事項
- (イ) 町民等への広報
 - 関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。
 - a 災害の状況
 - b 被災者の安否情報
 - c 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
 - d 医療機関等の情報
 - e 関係機関の実施する応急対策の概要
 - f 避難の必要性等、地域に与える影響
 - g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町の災害対策組織

町長は、危険物等災害時、その状況に応じて第3章第3節「当別町災害対策本部」により応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 道の災害対策組織

知事は、危険物等災害時、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

ウ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

ア 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

イ 危険物の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

(5) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限に抑える等消防活動に努めるものとする。

イ 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

(7) 事業者と緊密な連携を図り、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。

(4) 消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(6) 避難措置

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第6節「避難対策計画」により、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

(7) 救助救出及び医療救護活動

町及び関係機関は、第5章第7節「救助救出計画」及び第5章第17節「医療救護計画」により、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

(8) 行方不明者の捜索及遺体の処理等

町及び関係機関は、第5章第24節「行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画」により、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(9) 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第9節「交通応急対策計画」により必要な交通規制を実施するものとする。

(10) 自衛隊派遣要請

第5章第30節「自衛隊派遣要請計画」により、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

(11) 広域応援

町は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第31節「広域応援・受援計画」により、他の市町村、他の消防機関、道及び国へ応援を要請する。

第4節 大規模な火事災害対策計画

1 基本方針

死傷者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

町は、防災機関と協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

(1) 町、石狩北部地区消防事務組合当別消防署

ア 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

イ 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

ウ 予防査察の実施

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

エ 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会の情報提供など、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

オ 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、町民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、要配慮者対策に十分配慮する。

カ 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的防火予防運動の実践を推進する。

キ 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

ク 消防体制の整備

消防団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

ケ 防災訓練の実施

関係機関、町民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後は評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

コ 火災警報の発令

町は、石狩振興局長から火災気象通報を受けたとき、平均風速が毎秒18m以上と予想されるとき、又は実効湿度が60%以下、最少湿度が30%以下及び平均風速が毎秒12m以上と予想されるときに、消防法第22条により、火災警報を発令することができる。

(2) 北海道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、町及び石狩北部地区消防事務組合当別消防署が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

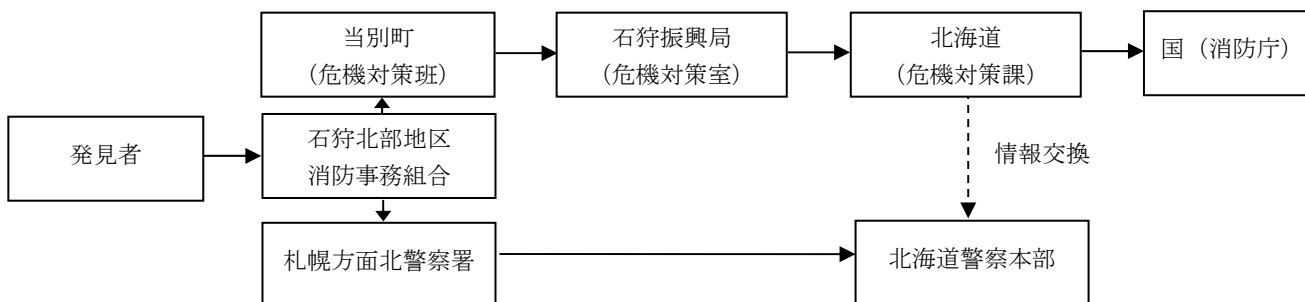
3 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- (ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、町民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報計画」によるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否状況
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 町民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町の災害対策組織

町は、大規模な火事災害時、その状況に応じて第3章第3節「当別町災害対策本部」により応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

石狩北部地区消防事務組合当別消防署は、「石狩北部地区消防事務組合消防計画」によるほか、人命

の安全確保と延焼防止を基本として次により消防活動を行うものとする。

ア 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

イ 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

ウ 消火、飛火警戒等においては、町民等の協力を得て、効果的な活動を実施する。なお、町民等による初期消火活動実施にあたっては、町民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

(5) 避難措置

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第6節「避難対策計画」により、必要な避難措置を実施するものとする。

(6) 救助救出及び医療救護活動

町及び関係機関は、第5章第7節「救助救出計画」及び第5章第17節「医療救護計画」により、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の処理等

町及び関係機関は、第5章第24節「行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画」により、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第9節「交通応急対策計画」により必要な交通規制を実施するものとする。

(9) 自衛隊派遣要請

第5章第30節「自衛隊派遣要請計画」により、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

(10) 広域応援

町は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第31節「広域応援・受援計画」により、他の市町村、他の消防機関、北海道及び国へ応援を要請する。

4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、次章「災害復旧計画」により、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第5節 林野火災対策計画

1 基本方針

林野を火災から保護するための予防措置及び火災発生の場合における効率的な消火措置については、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

(1) 当別林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、当別林野火災予消防対策協議会を設け、構成機関相互の連絡、情報交換計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑なる実施を図るものとする。

ア 実施機関

当別町、北海道森林管理局、石狩森林管理署、空知総合振興局森林室、石狩振興局、石狩振興局森林室、財団法人北海道森林整備公社道民の森管理事務所、札幌方面北警察署当別交番、北海道旅客鉄道株式会社、当別駅、航空自衛隊第45警戒隊、石狩北部地区消防事務組合当別消防署、当別消防団、当別町森林愛護組合連合会、各地区森林愛護組合、当別町森林組合

イ 協力機関

札幌道路事務所当別分庁舎、札幌建設管理部当別出張所、札幌開発建設部札幌北農業事務所篠津地域農業施設管理支所、当別町教育委員会、各小・中・高等学校、北海道医療大学、北石狩農業協同組合、各新聞社、当別町観光協会、スウェーデンヒルズゴルフ倶楽部、ハッピーバレーゴルフクラブ、石狩平原カントリークラブ、大札幌カントリークラブ、当別土地改良区、篠津中央土地改良区、当別町内造林関係業者、当別町自然保護監視員

(2) 気象情報連絡体制

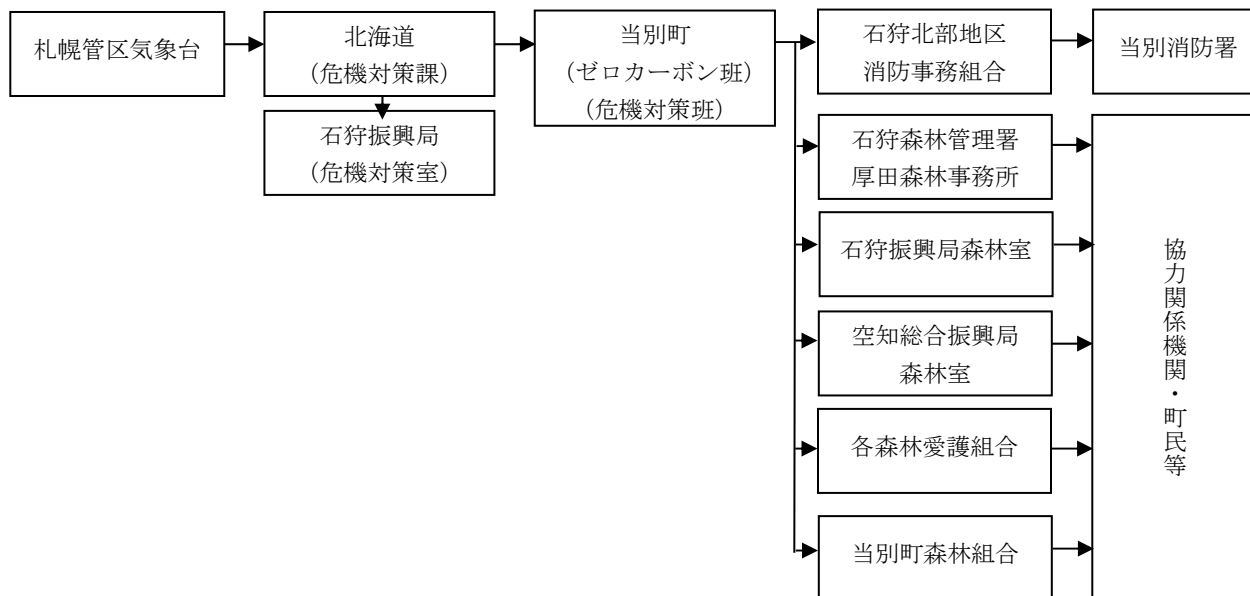
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因のため、特別警報・警報・注意報並びに情報等を的確に把握し、気象情報の伝達に努めるものとする。

ア 気象情報伝達系統

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として札幌管区气象台が発表及び終了の通報を行う。なお、火災気象通報の通報基準は第3章第4節「気象業務に関する計画」のとおりである。

町は、通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を北海道森林管理局石狩森林管理署等の関係機関へ通報するとともに、町民に周知徹底を図る。

また、町は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第22条に基づき火災警報を発令する。



(3) 実施事項

林野火災発生原因の殆どが人為的なものであることを踏まえ、国、道、町及び関係機関は次により対策を講ずる。なお、概ね3月から6月までを林野火災危険期間として設定し、対策の強化を図る。

ア 町、石狩森林管理署、北海道

(7) 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- a タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、広報誌、看板、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- b 入林の許可・届出等について指導する。
 - (a) 入林にあたっては、日時、場所等を指定するとともに、入林責任者を定め、できるだけ集団で行動するよう指導する。
 - (b) 入林承認証又は入林腕章を着用して入林させることとし、入林承認にあたっては、火気の取扱い、山火事予防その他必要な注意事項を与えて承認する。
 - (c) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
 - (d) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

(4) 火入対策

林野火災危険期間中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- a 森林法（昭和26年法律第249号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- b 火災警報発令又は気象条件急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- c 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- d 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。
- e 林野火災特別警戒区域の設定に努めることとし、それぞれの所管する機関において警戒体制の強化を図る。

(7) 消火資機材等の整備

- a 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- b ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプターの離発着の適地を予め選定する。

イ 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- (7) 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
 - (4) 巡視
 - (7) 無断入林者に対する指導
 - (エ) 火入れに対する安全対策

ウ 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じる。

- (7) 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

直営事業地における対策として、各事業地の実情に応じ、事務所、宿舍等の施設及び石油類等の火気取締責任者を定め、事業地内の巡視警戒にあたらせることとする。
- (4) 火気責任者が指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所を設置、標識及び消火設備の完備

前記(7)における対策に準じて山火事警防体制を整えるよう指導する。

なお、場合によっては、請負契約又は売払契約にこれらの条件を付して、山火事警防を確実に実施するよう指導する。
- (7) 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

エ 北海道旅客鉄道(株)及びバス等運送事業者

北海道旅客鉄道(株)及びバス等運送事業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等によ

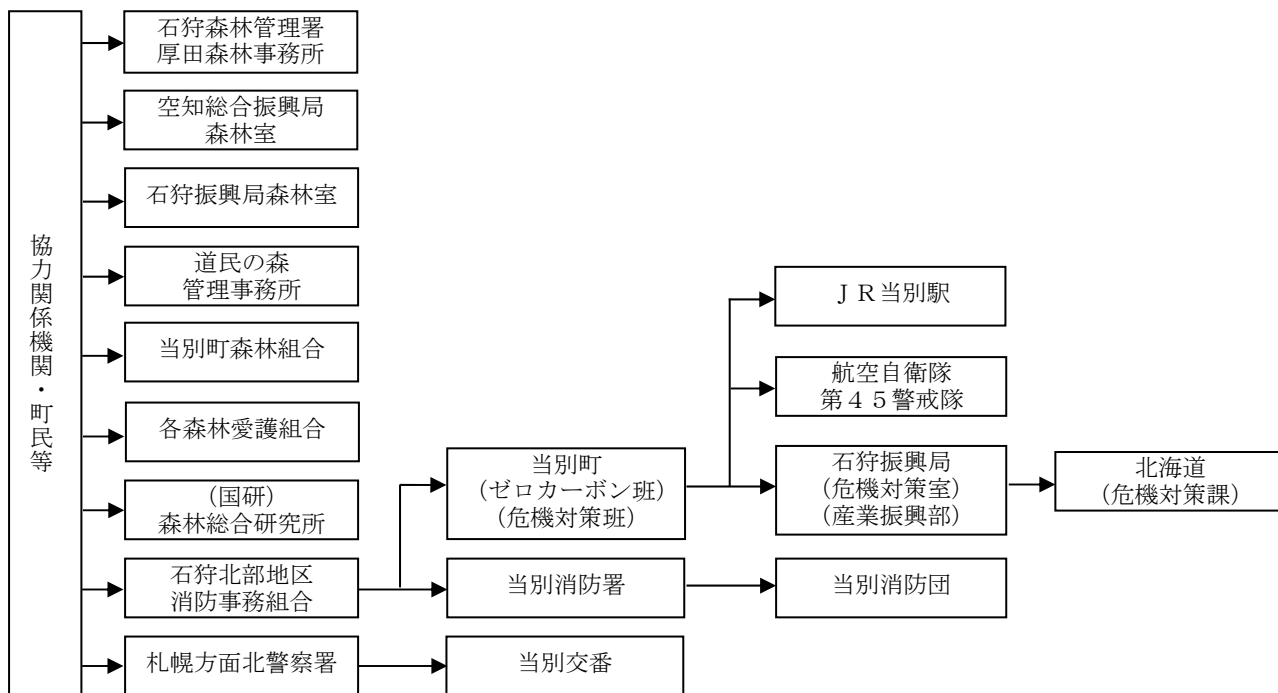
る林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

- (ア) 路線の巡視
- (イ) ポスター掲示等による広報活動
- (ウ) 林野火災の巡視における用地の通行
- (エ) 緊急時における専用電話の利用

3 応急対策

(1) 情報通信

ア 林野火災発生通報系統



イ 実施事項

- (ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (ウ) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- (エ) 町及び石狩振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、町民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報計画」によるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 町民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
 - (イ) 被災者の安否情報
 - (ウ) 医療機関等の情報
 - (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
 - (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
 - (カ) その他必要な事項
- (3) 応急活動体制
- ア 町の災害対策組織

町は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて第3章第3節「当別町災害対策本部」により応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。
 - イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。
- (4) 石狩北部地区消防事務組合当別消防署
- 石狩北部地区消防事務組合当別消防署は、人命の安全と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。
- ア 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。なお、町民等による初期消火活動の実施にあたっては、町民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。
 - イ 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第29節「消防防災ヘリコプター活用計画」に基づく、ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。
- (5) 避難措置
- 町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第6節「避難対策計画」により、必要な避難措置を実施するものとする。
- (6) 交通規制
- 災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第9節「交通応急対策計画」により必要な交通規制を実施するものとする。
- (7) 自衛隊派遣要請
- 自衛隊派遣要請については、第5章第30節「自衛隊派遣要請計画」により実施する。
- (8) 広域応援
- 町は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第31節「広域応援・受援計画」により、他の市町村、他の消防機関、道及び国へ応援を要請する。

第6節 大規模停電災害対策計画

1 基本方針

大規模停電災害により、町民等の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

(ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずるものとする。

(イ) 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

(ウ) 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

(2) 北海道経済産業局

ア 電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行うものとする。

(3) 北海道産業保安監督部

ア 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。

イ 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

(4) 北海道

大規模災害発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

(5) 防災関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

ウ 町民等に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 社会福祉施設等の重要施設

要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

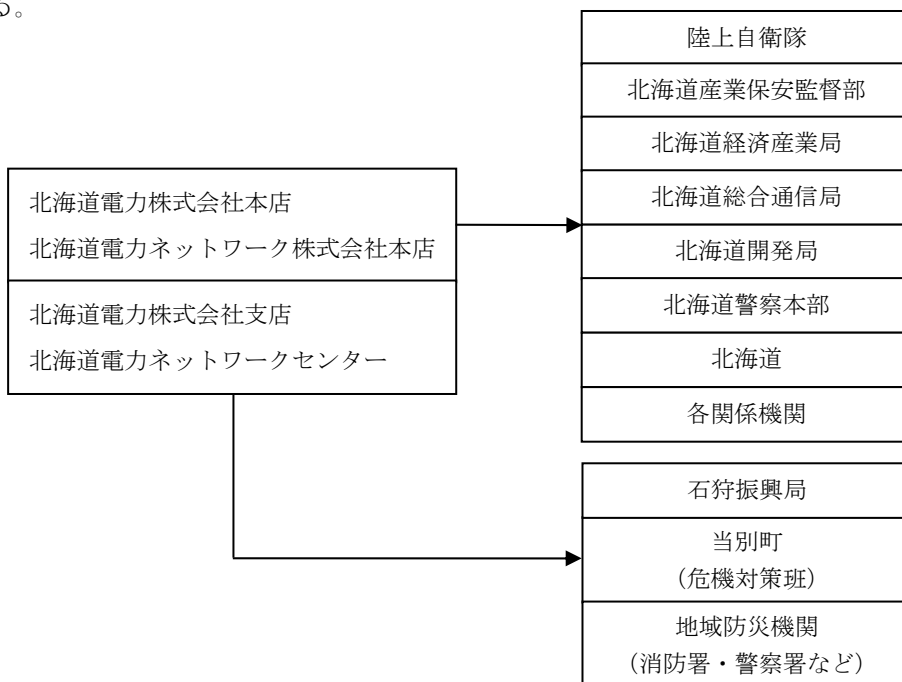
3 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の町民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

当別町、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

イ 実施事項

実施機関は、町民等や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、町民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- (ア) 停電及び停電に伴う災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 停電の復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 当別町

町長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 北海道

知事は、大規模停電災害時、その状況に応じ北海道地域防災計画(以下、「道計画」という。第3章第1節「組織計画」)の定めるところにより災害応急対策を実施する。

ウ 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を

とりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

エ 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

(7) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずるものとする。

(i) 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。

(ii) 大規模な災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

(4) 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

イ 火災発生に対する迅速な消火活動

ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

(5) 医療救護活動

道は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、道計画第5章第10節「医療救護計画」の定めにより実施する。

(6) 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、道計画第5章第13節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

ア 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

イ 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

(7) 避難所対策

大規模停電災害により町民等の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、道計画第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 応急電力対策

ア 緊急的な電力供給

(7) 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

(i) 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

(ii) 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、(i)による決定に基づき、電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

イ 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

(9) 給水対策

町（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

(10) 石油類燃料の供給対策

道及び町は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章第15節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

(11) 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

(12) 自衛隊派遣要請

町長は、第5章第30節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(13) 広域応援

町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第31節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道及び国へ応援を要請するものとする。